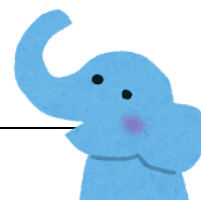


小規模事業所 たくし保育園 重要事項説明書

(1) 運営主体(事業者の概要)

事業者の名称	たくし保育園
種別/名称	小規模事業所 A 型 (地域型保育事業) たくし保育園
事業者の所在地	沖縄県 浦添市 沢岬 1-22-1
開設年月日	1982 年 4 月 9 日開業 認可化(2016 年 4 月 1 日)
連絡先	☎098-877-3775 ㊚098-877-3775
代表者氏名	當間 常雄
建物の構造	鉄骨造 2 階建(1 階、地下部分) ・乳児室 <u>0 歳児クラス 10.02 m²</u> <u>1 歳児クラス 24.46 m²</u> <u>2 歳児クラス 24.11 m²</u> ・屋外遊戯場 有(建物下に園庭)

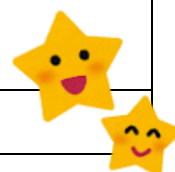


(2) 施設の目的及び運営方針

・法令等を順守し、事業を実施するものとします。 ・保育所保育指針に準じ、小規模保育事業の特性に留意して、心身の状況等に応じた保育を提供するものとします。



保育理念	・職員全員が、全員子ども達を育む保育 ・保育士も、子どもたちも笑顔が あふれる楽しい保育園 ・個性/健康/自律/連携を 大事にしていく
保育方針	・安定した情緒で、園生活を過ごせるような 家庭的な保育 ・一人一人の気持ちに 寄り添い 子ども目線・子どもの 個性を大事にしながら 成長を援助・見守る保育 ・保護者と気持ちを 共有し、成長を 喜び合う保育
保育目標	・心身ともに 豊かな子 ・心身ともに 元気な子



(3) 提供する保育の内容

特定地域型保育/延長保育

誰でも通園制度（令和7年3月より試行事業スタート）



(4) 当園における施設・設備等の概要

職名	人数
理事長	1名
主任保育士	1名
常勤保育士	6名
パート保育士	7名

職名	人数
常勤調理師	1名
パート調理師	2名
事務員	1名

職員合計 20 名

当園では児童福祉施設最低基準
第33条の定める基準を遵守し、
保育・教育の実施に必要な職員として、
職種の職員を配置しています。

(5) 開園日・閉園時間・保育提供時間及び休園日

【3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
開園/閉園時間 休園日等	保育標準時間	午前7時15分～午後18時15分（11時間）
	保育短時間	午前8時00分～午後16時00分（8時間）
	年末年始（12月29日～1月3日）、祝日、慰霊の日 ※台風やその他の災害の発生等、非常時の場合には、 災害の規模やバスの運行状況によって、 休園または保育時間を短縮する場合があります。	
標準保育 延長保育料 （軽食付 お菓子）	月～金のみ 最大1時間 1H 300円/日毎	時間：18:15～19:15 契約 3,000円/月毎契約
短時間保育 延長保育料 （軽食付 お菓子）	1時間延長 250円/日毎	契約 2,500円/月毎契約
	2時間延長 500円/日毎	契約 3,500円/月毎契約
	3時間延長 750円/日毎	契約 5,000円/月毎契約

(6) 利用料等、その他実費徴収

- ・月額保育料 浦添市が保護者の住民税と世帯の状況で保育料を決定
- ・園帽、じゅうが帳、誕生日カード（1,000円～3,000円以内） ※年度により金額変更有

(7) 支払方法(毎月 15 日)

キャッシュレス決済



(8) 年間行事予定

4 月	・入園式 ・鯉のぼり掲揚式
5 月	・歯科検診 ・歯科検診
6 月	・虫歯予防 DAY ・尿/蟯虫検査
7 月	・水遊び ・七夕会 ・個人面談(前期)
8 月	・水遊び ・建物合同避難訓練
9 月	・運動会
10 月	・ハロウィンパーティー 
11 月	・内科・歯科検診 ・尿・蟯虫検査
12 月	・クリスマス会 ・保護者面談(後期)
1 月	・お正月 ・ムービー作り ・個人面談(後期)
2 月	・豆まき ・じゃが芋ほり ・生活発表会
3 月	・ひな祭り会 ・建物合同避難訓練 

毎月の行事: 身体測定/避難訓練/お弁当会/誕生日会

年 2 回実施: 歯科検診/内科検診/尿・蟯虫検査 (日程調整後実施)

(9) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

賠償責任保険	大同火災海上保険株式会社(施設賠償責任、生産物賠償責任)
保険金額	施設賠償責任 保険金額 身体 1 名 100,000 千円 / 1 事故 300,000 千円 財物/50.000 生産物 身体 1 名 100,000 千円 / 1 事故 300,000 千円

上記のほか、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

(10) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【3号認定子ども(保育認定)】

利用者の内定	市の利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む。) ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	(1) 告知・報告 保護者は、保護者の乳幼児の安全かつ適切な保育を確保し、健全な発育を図る為、乳幼児の生育歴、家庭環境、健康状態等保育上必要な事項を、当園に告知していただきます。併せて、保護者と当園は、乳幼児の健全な発育を図るため、乳幼児の日々の健康状態及び、発育状況等について、相互に緊密な連絡に努めます。 (2) 保育不可日 当園では、次の各号のいずれかに該当する場合は、乳幼児の保育を行わないことがあります。 ・乳幼児が、伝染性の病気で、他の乳幼児に伝染するおそれがあるとき。 ・乳幼児が病気等で、健康等を損ない、通常の保育が困難であるとき。 ・災害の発生、または発生のおそれがあり、危険が想定されるとき。

(11) 嘱託医

医療機関の名称	向井わらびクリニック
医院長名	向井 修一
所在地	沖縄県浦添市 経塚 633 番地 メディカルプラザ 4 階
電話番号	☎ 098-894-3646



(12) 嘱託歯科医

医療機関の名称	湖城 歯科クリニック
医院長名	湖城 秀久
所在地	沖縄県浦添市 大平 1-36-5
電話番号	☎098-874-1256



(13) 緊急時における対応方法

- ・保育中に、お子さまの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方が、あらかじめ指定した緊急連絡先等へ速やかに連絡をいたします。嘱託医又は子どもの主治医に相談等の処置を講じます。
- ・保護者と連絡がとれない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

※緊急時のお迎えについて

保育中に、お子さまの健康状態の急変や、その他緊急状態があった場合は、緊急連絡先に連絡いたします。1 時間以内にお迎えをお願いします。

(14) 非常災害対策

防火管理者	理事長 當間 常雄
避難訓練	・避難及び消化を想定した訓練を月 1 回 ・年に 2 回建物合同避難訓練(学童・保育園)
防災設備	・消火器、誘導灯、自動火災報知機、ガス漏れ報知器、カーテン防火処理 ・非常持出袋(非常食・飲料水・連絡先・おむつ等)
避難場所	第一避難場所 沢岬小学校

(15) 相談・要望・苦情窓口

当園 相談窓口	理事長 當間 常雄 主任保育士 山木 千恵美
相談/苦情解決責任者	☎098-877-3775
浦添市	こども未来部 こども未来課 ☎098-876-1281
第三者委員	仲原 富江、大城貴子

【要望・苦情等への対応方法】

- ・要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。
- ・要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。

(16) 虐待防止の為の措置

- ・職員は「児童虐待の防止等に関する法律」を理解し、身体的虐待や心理的虐待を園児に与えないこと、保育園で虐待にあってはいけないことを証明できるよう、園児の傷についても、いつ、どこでできた傷か説明できるよう、保護者との信頼関係を構築する。
- ・児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見を努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
また、家庭で傷を作ってきた場合は、原因について保護者に説明を求める。
- ・児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、虐待防止研修に職員を派遣、受講させる。
- ・家庭環境により虐待の危険性が高い園児については、十分な援助を心掛け、保健センター、児童相談所などの専門機関との連携を十分取る。

(17) 連携施設

連携施設の名称	てだこ保育園	あさのうら保育園
	浦添市経塚1丁目3番5号 ☎098-879-3065	浦添市伊祖1丁目21番8号 ☎098-878-4369
連携協力の概要	■ 代替保育の提供 ■ 卒園後の受け皿の設定	

(18) 保育園と保護者の連携

はいチーズ!

登降園管理システム「はいチーズ!」を導入しています。連絡帳、登降園の出席打刻、出欠の連絡や園からのお知らせを配信するためのシステムを使用しています。

LINE

コミュニケーションツールとして活用しています。

園→こどもの体調の変化、連絡事項等

保護者→登園後、降園後園に園へ連絡がある場合

入園の際に、アプリのインストールまたは、登録の方をお願いします。



(19) 個人情報の取り扱い

当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、業務上知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

当園は、小学校/保育施等/特定教育/地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に関して利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により子どもの保護者の同意を得ます。

ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除きます。